

一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する
明細書

				事業年度	・	・	法人名			別表六(九) 令六・四・一以後終了事業年度分	
特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否											
試験研究費の額				1	円				調整前法人税額		円
控除額の 対象計算 試験研究費	同上のうち特別試験研究費以外の額			2	(別表一「2」)				【No.2】当事業年度に適用される 別表を使用していますか。		令六・四・一以後終了事業年度分
	(1)のうち一般試験研究費の額に係る 税額控除の対象とする特別試験研究 費の額			3	令和8年当(7) > 4 % の 場 合 (7) - $\frac{4}{100}$) × 0.625						
	試験研究費の額			4	17						
増減計算 試験研究費割合	【No.25】1 欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調 整額を加減算した税務上の金額となっていますか。										
	(1) 棚卸資産										
	(2) 固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供するもの を除きます。）										
令和8年3月31日以前に試験開始研	(3) 繰延資産（試験研究のために支出した費用に係るものを除きます。）										
	また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費と して損金経理をした金額のうちこれらの資産の取得価額となる費用の額 等となっていますか。										
	そのほか、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受ける金額 がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。										
試験研究費割合				9	(0.1を超える場合は0.1)				17		
(1) (8)								円			
税 額 控 除 割 合 の 計 算	設立事業年度の場合又は(5) = 0 の場合			10	0.085				20		
	(7) > 12%かつ令和8年3月31日以前 に開始する事業年度の場合			11					21		
	$\frac{11.5}{100} + ((7) - \frac{12}{100}) \times 0.375$							22			
	(10) 及び (11) 以外 の 場 合 $\frac{11.5}{100} - (\frac{12}{100} - (7)) \times 0.25$ (0.01未満の場合は0.01)			12					23		
	(9) > 10 % の 場 合 の 控 除 割 増 率 $((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)			13					24		
税 額 控 除 割 合 ((10)、(11)又は(12)) + ((10)、(11) 又は(12)) × (13) (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)				14					25		
税 額 控 除 限 度 額 (4) × (14)				15					26		
円				法人税額の特別控除額 (21) - (22)				27			